

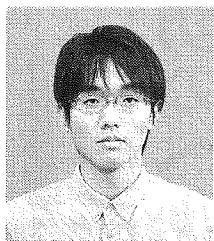
2014年(平成26年)11月11日号

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第58回



高橋 佑介

不動産学部2年

【学生の目】
写真は南行徳の街で見たゴミ出し場である。車道にあるが路肩の白線内に納まらず、車線側にはみ出している。車の多い朝の時間に車道に出てゴミを出すのは危険だ。通行妨げになり、景観的な違和感もある。

道路法は、みだりに道路を損傷し汚損すること（1項）や、土石竹木等の物件を堆積するなど道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある行為（2項）を禁じる（43条）。しかし、ゴミ出し場を置くことは「み正直「嫌」だ。夏は生ゴミの嫌なにおいがするし、マナーを守らず散らかす人もいる。放火も怖い。曜日を守らないゴミは収集されず敷地内に残ってしまう。ゴミ出し場は便利な位置にほしいが、一方で特定の人があれに不利益を被るのは理不尽だ。

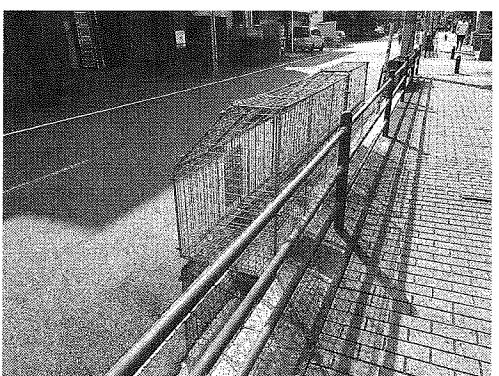
道路上のゴミ出し場

だらりな汚損」や「交通の支障」にならないようだ。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他他の公共の場所を汚さないようにしなければならない（5条4項）」が、努力規定で義務ではない。

安全な位置に移動できないものか。歩道なら安全な半面、通行の邪魔になり、ベビーカーや車椅子は通行できなくなる。敷地内はどうだろう。しかし、「ゴミ出し場をお宅の敷地内に設置したい」と言わされたら、戸建て住宅を建設する場合は敷地内のゴミ出し場設置を義務づけていいだ。マナーが良い住民が住むから成立する仕組みである。ゴミを荒らす動物がないことも前提だ。

不動産開発業者のモラルの問題もある。川崎市は条例で、10戸以上の戸建て住宅を建設する場合は敷地内のゴミ出し場設置を義務づけている。あらかじめ場所を確保してトラブルを予防する狙いだ。しかし、1戸ずつ建設して条例をかいくぐる例がある。良い環境の住宅街をつくるのが大きい。ゴミ出し場も広義の嫌悪施設だ。海外では歩道の地下利用やコンテナ設置など大型の仕組みを見た。わが国は自己責任敷地内、施設が不要、不経済の平等負担を極めた小さな仕組みが適する。

【教員のコメント】
移動も撤去もできない中、せめて安全は確保すべきだ。運転手に分かりやすく目立つ色にするはどうだろう。見栄えが悪く景観が損なわれることを逆手にとり、思い切ってオブジェにする方法だ。



道路上にはみ出して置かれたごみ出し場

不動産の不思議

不動産のふしぎ

不動産の不思議